

デジタル社会の実現に向けた重点計画に関する意見

デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）第37条第5項の規定に基づき、デジタル社会の実現に向けた重点計画について、下記の通り意見を申し上げます。

記

1. 誰一人取り残されないデジタル社会の実現に向けて、住民に身近な行政を担う都市自治体の役割は極めて大きいことから、国は、地方の意見を丁寧に聞き、デジタル社会を見据えた制度設計を行うなど主導的な役割を果たしつつ、都市自治体が重点計画に基づき進めている取組について、進捗に支障をきたすことのないよう、的確な情報提供やきめ細やかなフォローアップを行うこと。

また、急速なデジタル化に伴うデジタルデバイド対策については、今後、都市自治体の更なる取組・役割が想定されることから、独自の取組を行う都市自治体への必要な支援を行うこと。

2. デジタル田園都市国家構想の実現にあたっては、同構想を推進力として、従来からの地方創生の取組についても一層強力に推進することが重要であることから、国は、地方への人や仕事の流れをつくり出す施策の推進やデジタルの力を活用した地域活性化を図る取組を後押しするため、十分な財源の確保を含めた必要な措置を講じること。

3. 各都市自治体における住民記録や地方税、福祉などの基幹業務システムについて、令和7年度を目標に、ガバメントクラウド上に構築されたシステムへ移行し、統一・標準化を目指すとしているが、都市自治体ごとにシステムの整備状況や更新時期が様々であり、移行にかかる前提条件が異なることを踏まえ、人材面や財政面等に不安を抱える地方の実情に応じた柔軟な支援を確実に行うこと。特に、統一・標準化が自治体独自で実施している施策継続の弊害とならないよう、地域特性を踏まえた対応が可能となる制度とすること。

また、国や地方公共団体、運営事業者など、それぞれの役割を明確にするとともに、クラウド基盤やサービス利用における責任分界や管理体制の基準やガイドライン等を策定し、統一した基準での運営を可能とすること。

さらに、障害が発生することのないよう、システムを冗長化するなど適切な対応を図ること。

4. 行政のデジタル化を進展させるためには、専門知識を有する多種多様な人材が不可欠であることから、デジタル人材の育成・確保については、一般職と専門職双方において、都市自治体における具体的な取組がより進むよう、さらなる支援を行うこと。

また、事業者の都市部偏在による地方から都市部への人材の流出・偏在が懸念されることから、デジタル人材の確保が難しい地域が取り残されることのないよう、国として、必要な対策を講じること。

5. 都市自治体における基幹システムに関して現在措置されている財政支援のほか、今後、新たに必要となる経費等についても確実に支援すること。

特に、システム移行にかかる経費については、国において、十分な費用を負担するとともに、補助対象経費の拡充や補助上限額の見直しを図るなど、都市自治体の財政負担が発生しないようにすること。

6. 個人情報保護については、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により改正された個人情報保護法によって、今後、条例による運用からの大きな制度変更となることから、現場に混乱の生じることがないように、適切な情報提供を行うなど、都市自治体の実情に沿った支援を行うこと。

また、令和5年春から同法に基づく全国的な共通ルールによる運用となることや個人情報の利活用については、国民の理解が得られるよう、国として解りやすく丁寧に説明すること。

7. マイナンバーカードの普及及び利用推進のため、安全性と利便性の両立を可能とする仕組みの構築を図ること。また、利便性向上に向け、運転免許証等との一体化の実現など国民が利便性を実感できる取組について、確実な実

現とさらなる拡大を図るとともに、サービス利用によるメリットについて、具体例を示しながら住民にわかりやすく周知するよう努めること。さらに、マイナンバー制度の安全性や信頼性について、丁寧かつ十分でわかりやすい説明に努め、制度に関する知識啓発を国として行うこと。

8. 重点計画に掲げられた具体的な施策については、早期に住民がその恩恵を享受できるよう、広く普及しているスマートフォン等のデジタル機器や技術を考慮し、ユーザオリエンテッドなサービスや情報システムの導入、セキュリティ対策を検討すること。

9. 重点計画では、様々な項目において目標時期や数値目標等が示されているが、各都市自治体においては、推進体制や予算を確保したうえで工程表等に基づき計画的に進める必要があることから、国においては、迅速な情報提供を行うとともに、より具体的なスケジュール等を早急に示すこと。

また、標準化に伴うシステム移行等については、都市自治体として最善を尽くすものの、各自治体の移行時期が重なり、全国での集中的な移行に伴う技術者の不足等に伴うコスト増や進捗遅滞等が懸念されることから、目標時期等については各地域の実情に応じ、柔軟な対応を可能とするとともに、技術者が不足する地域においても共通的な課題に対応することができるよう、広域的な支援体制の構築を推進すること。

10. 重点計画に基づいてデジタル社会の実現に向けた具体的な施策が講じられることから、デジタル社会形成基本法に基づく重点計画の策定等に当たっては、本会对し、できる限り十分な時間的余裕をもって意見聴取すること。

令和4年5月26日

全国市長会